令和5年度

「港区NPO活動助成事業」募集要項

募集期間: 令和5年2月1日(水曜)

~令和5年3月1日(水曜・当日消印有効)

《提出・問合せ先》

港区産業・地域振興支援部地域振興課

区民協働・町会自治会支援担当(港区役所3階)

港区芝公園 1-5-25

電話 03 (3578) 2557

募集にあたって

港区では、公益活動の促進を目的とした寄付金の受け皿として、平成 15 年度に「みなとパートナーズ基金」を設置しました。区民、企業等が、資金提供により公益活動に協力できるしくみを作ることで、協働型社会の形成を図っています。

この基金を活用し、区内で活動するNPOやボランティア団体等が行う公益活動を支援するため、令和5年度「港区NPO活動助成事業」の対象団体を募集します。

助成の対象となるNPOの要件

特定非営利活動促進法 (NPO法) の規定に基づき設立された特定非営利活動法人 (NPO法人) 及び *公益活動を目的とする団体 (法人を除く。) で、活動するための資金として公的助成を必要としている、次の要件をすべて満たす団体を助成の対象とします。

- ① 区内に事務所を有すること。
- ② 定款又は規約等を持ち、継続的な活動をすることができること。
- ③ 10 人以上で構成されていること(申請時点)。
- ④ 宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にないこと。
- ⑥ 特定の個人又は団体の利益の増進を目的としないこと。

※公益活動を目的とする団体

本事業では、法人格を有しない民間非営利組織・ボランティア団体・市民活動団体のことを指します。

助成対象事業

助成対象となる事業区分は、次のとおりです。

区分	助成事業名	助成対象事業
(1) 単独事業	① 団体活動基盤整備事業	団体の財政基盤、情報基盤、人的基盤等の活動 基盤を強化するための事業
	② 地域福祉向上事業	団体が主体となって実施する、社会的課題の解 決、区民福祉の向上が期待できる事業
(2) 協働事業	① 団体による協働事業	他の団体と協働で実施する、社会的課題の解決、地域福祉の向上が期待できる事業 (申請団体が単独で実施するよりも、他団体と協働するほうが実施効果があり、今後の継続や発展が期待できる事業)
	② 区との協働事業	団体が主体となって区と協働で実施する、社会 的課題の解決、地域福祉の向上が期待できる事 業(申請団体が単独で実施するよりも、区と協 働するほうが実施効果があり、今後の継続や発 展が期待できる事業)

- ※同一の団体が同時に複数の事業を申請することはできません。
- ※令和5年度中に事業の完了が可能なものに限ります。

各区分における助成金額及び助成金交付回数等

(1)単独事業

①団体活動基盤整備事業

- ●対象とする事業 団体の財政基盤、情報基盤、人的基盤等の活動基盤を強化するための事業
- ●助成対象となる経費6ページをご参照ください。

●助成金額

助成対象経費として認定した額の2分の1以内で、25万円を上限とします。 (ただし、千円未満の端数を切捨てます。)

●助成金の交付回数

1団体1回限りです。

※過去に『団体活動基盤整備事業(旧:基盤整備事業)』、『地域福祉向上事業(旧:先 駆的・モデル的事業)』及び『区との協働事業』の助成を受けた団体は申請できません。

●助成団体数

2団体(予定)

②地域福祉向上事業

●対象とする事業

団体が主体となって実施する、社会的課題の解決、区民福祉の向上が期待できる事業

●助成対象となる経費

6ページをご参照ください。

●助成金額

助成対象経費として認定した額の2分の1以内で、50万円を上限とします。 (ただし、千円未満の端数を切捨てます。)

●助成金の交付回数

- 1団体につき、3回まで申請可能です。
- ※過去の『団体活動基盤整備事業 (旧:基盤整備事業)』、『団体による協働事業』、『区 との協働事業』の助成実績は回数に含みません。
- ※過去の『先駆的・モデル的事業』の助成実績は回数に含みます。

●助成団体数

2団体(予定)

(2)協働事業

①団体による協働事業

●助成対象となる事業

他の団体と協働で実施する、社会的課題の解決、地域福祉の向上が期待できる事業(申請団体が単独で実施するよりも、他団体と協働するほうが実施効果があり、今後の継続や発展が期待できる事業)

●助成対象となる経費

6ページをご参照ください。

●助成金額

助成対象経費として認定した額の2分の1以内で、50万円を上限とします。 (ただし、千円未満の端数を切捨てます。)

●助成金の交付回数

1団体につき、団体による協働、区との協働事業のうち合計3回まで申請可能です。 ※『団体活動基盤整備事業(旧:基盤整備事業)』及び『地域福祉向上事業(旧:先駆的・モデル的事業)』の助成実績は回数に含みません。

※申請団体の相手方は助成の対象となるNPOの要件を満たしている団体に限ります。

●助成団体数

1団体(予定)

②区との協働事業

●助成対象となる事業

団体が主体となって区と協働で実施する、社会的課題の解決、地域福祉の向上が期待できる事業(申請団体が単独で実施するよりも、区と協働するほうが実施効果があり、 今後の継続や発展が期待できる事業)

●助成対象となる経費

6ページをご参照ください。

●助成金額

助成対象経費として認定した額の2分の1以内で、75万円を上限とします。 (ただし、千円未満の端数を切捨てます。)

●助成団体数

1団体(予定)

●助成金の交付回数

1団体につき、団体による協働、区との協働事業のうち合計3回まで申請可能です。 ※『団体活動基盤整備事業(旧:基盤整備事業)』及び『地域福祉向上事業(旧:先駆的・モデル的事業)』の助成実績は回数に含みません。

■協働とは

協働とは、区やNPO等が連携し、従来の行政サービスのみでは手が行き届きにくかった分野のサービスを効率的に実現するものです。

平成26年3月に策定した「港区区民協働ガイドライン」では、港区における協働を次のとおり定義しています。

【港区における協働】

区が各活動主体と、または各活動主体同士が、相互にパートナーとして、その立場や特性を認め、それぞれの持つ能力や資源を活かし、地域の課題の解決を図るという共通目的のもと、協力して公益的な事業を実施する、あるいは、公益的なサービスを提供するための活動

■協働の形態(参考例)

現在、行政とNPOとの協働の一般的な形態として考えられているものには、次のようなものがあります。

(1) 共催

各団体が、それぞれ、実施の責任を分担しながら、ともに主催者となって事業・活動 を行うこと。

(2) 実行委員会・協議会

各団体が集まって新しい組織をつくり、その組織が主催者となって事業・活動を行う こと。

(3) 事業協力

各団体のうちのいずれかが主催者となり、お互いに目標や役割・責任・経費分担を決め、一定期間、事業・活動を継続して行うこと。

(4)情報提供・情報交換

各団体が、お互いに持っている情報を出し合い、それぞれの情報を活用すること。

助成対象経費

助成対象となる経費は、助成対象事業の実施に係る以下の項目とします。

助成対象経費区分		具体例	
報償費		申請事業の一環として実施する講演会等の講師謝礼等※1	
需用費	消耗品費	申請事業実施のために必要な消耗品代(文房具、用紙、各種材料等。ただし、 <u>食料品は除く</u> 。)	
	印刷製本費	申請事業実施のために必要なチラシ、パンフレット等 (団体動や申請事業の周知用) の印刷代	
役務費	通信運搬費	申請事業実施のために必要な書類、物品の郵便料、宅配便等運搬料	
委託料		申請事業実施のために必要な専門業者等への各種委託経費(会場設営委託費用、デザイン委託費用等)	
使用料及び賃借料		申請事業実施のために借用する会場の使用料、物品等賃借料、 事業を実施するためのホームページ等管理料	
備品購入費		申請事業実施のために必要な備品(5万円以上)の購入代	
賃金		申請事業実施に係る賃金	
旅費交通費		申請事業実施のための関係者の交通費※2	
その他		申請事業実施のために必要な研修等参加費、損害保険料等	

- ・助成事業と直接関係のない事務所家賃、光熱水費、人件費等の経常的に係る経費は対象になりません。
- ・上記具体例に示すもののうち、令和5年度中に支出する経費が対象となります。
- ・<u>助成対象経費において、いずれかの助成対象経費区分に偏りがある場合は、事前に地域振興課まで</u> <u>ご相談ください</u>。

※1 区で定める謝礼を目安とします。

区分	1 時間あたりの 支払額(税込)
大学教授、弁護士、医師、ジャーナリスト、著名民間学者、民間企業最高管理者、 公認会計士、官公庁局・部長級	13,700円
大学准教授、短期大学教授、民間専門研究者、民間企業中間管理者、官公庁課長級、小・中・高校校長	12,200円
大学講師・助教・助手、短期大学准教授・講師等、高専教授、民間技術者、官公庁 課長補佐級、民間企業下級管理者、小・中・高校副校長級	10,500円
高専准教授・講師、小・中・高校教諭、民間技能者、官公庁係長級以下	9,500円

※2 23 区内の移動に限ります。公共交通機関の利用により、領収書が出ない場合は、目的、経路、 料金を記した明細書を作成し、提出してください。

応募期間・応募方法等

●応募期間

令和5年2月1日(水曜)から 3月1日(水曜)まで(当日消印有効)

●協働事業の事前協議

協働事業の申請にあたっては、事前に協働する相手との事前協議(調整)が必要です。 申請を検討されている団体は、必ず事前に地域振興課までご連絡ください。

●応募方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、3月1日(水曜)までに 郵送または直接持参してください。(郵送の場合は、3月1日消印有効)。

- ※ 普通郵便での提出でも構いませんが、確実な郵送を期するため、できるだけ「簡易 書留」、「ゆうパック」などをご利用ください。<u>申請書の受付は、郵送または持参です。</u> (FAX、電子メール等による申請はできません)。
- ※ 港区では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、区宛てに送る 各種手続きの郵送料(普通郵便料)を、料金受取人払で区が負担しています。詳しく は港区ホームページをご覧ください。

なお、簡易書留などの特殊取扱を付加した場合、特殊取扱分の料金は差出人負担となります。郵便料金については、郵便局窓口でご確認ください。

- ●申請にあたっては、次の書類が必要になります。
 - 港区NPO活動助成金交付申請書(第1号様式)
 - ② 団体概要(様式1-1)
 - ③ 事業実施計画書(様式1-2)
 - ④ 申請事業収支予算書(様式1-3)
 - ⑤ 誓約書 (様式1-4)
 - ⑥ その他添付書類
 - (ア) 定款又は規約等
 - (イ)役員名簿
 - (ウ) 会員名簿
 - (エ) 団体の年間事業計画書(予算書含む。)
 - (オ)団体の活動実績が分かる書類
- ※必要に応じて金額の根拠となる見積書等を提出してください。

(印刷製本費、委託料、備品購入費など)

●申請書

申請書は産業・地域振興支援部地域振興課(区役所3階)、各総合支所管理課、各区民センターで配布しています。また、港区ホームページからダウンロードもできます。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの 募集要項等を記載しているページをご覧いただけます。

添付書類を含む申請書類は、選考審査後返却いたしませんので、ご了承ください。

【重要】申請書類に関する注意

提出書類に不備・不足等がある場合、必要書類の追加提出や、説明等を求める場合 があります。また、提出書類はホチキス留めや接着等をしないでください。

●その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、選考時に実施するプレゼンテーションや事業報告会などをオンラインで開催する場合があります。

選考方法

港区NPO活動助成審査会による審査結果をもとに、区が助成対象団体と助成金額を 決定し、通知します。(決定通知は6月頃の予定です。なお、結果については、申請いた だいたすべての団体に連絡します。)事業の選考方法は、次のとおりです。

① 第一次審査(書類審査)

提出していただいた申請書、その他関係書類を審査の上、事業の評価を点数化し、 評価点数の高いものの中から、第二次審査(プレゼンテーション)を行う事業を選定 します。

② 第二次審査(プレゼンテーション)

第二次審査の対象となった事業の申請団体は、プレゼンテーション(4月下旬から5月頃を予定)において申請事業の説明を行っていただきます。申請書記載事項及びプレゼンテーションの内容をもとに事業の評価を点数化し、評価点数の高いものの中から、助成事業を選定します。

- ・単独事業の対象事業には、各団体の間に立って活動に関する相談を受け付けコーディネートする中間支援に関する事業も含みます。中間支援に関する事業を申請する場合は、事前にご相談下さい。
- ・協働事業について、プレゼンテーションには協働の相手方にも出席していただきます。
- ・審査会において、助成金交付決定した総額が予算を超えた場合は、評価点数に応じて で予算内で配分する場合があります。

審査基準

NPO活動助成審査基準

審査事項		審査項目	説明
基本項目	共通事項	運営の透明性	団体の活動内容を積極的に公開する努力をしているかまた、運営面等において透明性を確保しているか
		活動の状況	社会的使命の実現に向けて、計画的に活動しているか
		経費の妥当性	申請事業にかかる経費は適当か
		事業の必要性	団体の活動目的に照らして必要な事業か
		ニーズの把握	地域におけるニーズを把握し、地域課題を認識できて いるか
		区民への貢献度	地域の課題解決が期待でき、港区民及び港区がその恩 恵を受けられるあるいは受けられることが期待でき るか
個別項目	団体活動基盤整備事業	団体の将来性	団体として自主経営を目指し、着実な団体活動が可能か
		団体の基盤強化	助成事業によって団体の基盤強化が期待できるか
	地域福祉向上事業	先駆性・独創性	事業内容が先駆的であり、社会的課題を解決すること が期待できるか
		事業の実現性 手法の具体性	計画が具体的で無理がなく、実現が可能なものか
		事業遂行能力	企画した事業内容を着実に実現する資力や人材等の 能力を有しているか
		事業の発展性	事業が1回限りで終息せず、継続や発展が期待できるか
	団体による協働事業区との協働事業	先駆性・独創性	事業内容が先駆的であり、社会的課題を解決すること が期待できるか
		事業の実現性 手法の具体性	計画が具体的で無理がなく、実現が可能なものか
		事業遂行能力	企画した事業内容を着実に実現する資力や人材等の 能力を有しているか
		事業の発展性	事業が1回限りで終息せず、継続や発展が期待できるか
		役割分担・責任の 明確性	他団体や行政との役割分担が明確であり、かつ事業の 遂行に当たり団体の自主性や主体性が期待できるか
		協働による効果	単独での実施に比べ、協働で実施することでより効果 が得られるものか

[※]審査会での協議により、審査項目に変更が生じる場合があります。

助成決定事業の公表

助成決定事業については、団体名、事業内容(助成金の使途)、助成金額等を広報紙、ホームページ等で公表します。

助成金の交付

助成決定事業として選定された団体は、30日以内に助成金の交付請求の事務手続きをしていただきます。

提出書類 港区NPO活動助成金交付請求書 (第4号様式)

請求書(口座振替依頼書)

※本事業は令和5年度の予算成立を前提として実施するものであり、予算の成立状況に よっては、事業内容が変更となる場合があります。

団体視察等

本事業を通じたNPO団体の育成や、事業効果の拡大を図るため、助成決定した団体には、事務局と審査委員による視察(10~11 月頃)を行い、事業の実施状況・内容の確認を行います。視察内容に基づき、専門的な見地から事業に対する助言を行わせていただく場合があります。

事業実績報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、助成事業終了後、<u>令和6年4月10日頃まで</u>に港区NP 〇活動助成事業実績報告書(第6号様式)を提出していただきます。

なお、実績報告書には領収書の写し、また、事業の内容により写真、ポスター、チラシ、パンフレット等を添付してください。

事業報告会

助成金の交付を受け、事業が終了した団体は、「事業報告会」において、助成事業の取組や効果等について、報告していただきます。また、区や関係団体等が実施する事業や発行物において活動を紹介させていただくことがあります。

なお、事業報告会は令和6年3月頃に開催予定です。

助成金の返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の全部又は一部を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

- ① 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- ② 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- ③ 助成金の交付決定の内容又は助成の条件に違反したとき。
- ④ 助成事業の内容の変更について区の承認を得られないとき。
- ⑤ 助成事業を中止し、又は廃止するとき。
- ⑥ 港区暴力団排除条例(平成 26 年港区条例第 1 号)第 12 条第 2 項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。 ※なお、区は必要に応じて、助成金の使途に関する調査並びに資料等の提出を求めることがあります。

問い合わせ・郵送先

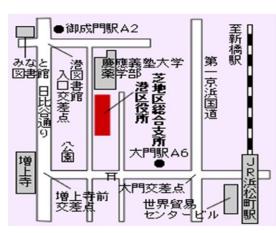
港区産業・地域振興支援部地域振興課

区民協働・町会自治会支援担当(港区役所3階)

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

電話 03 (3578) 2557

<港区役所 案内図>



JR 山手・京浜東北線浜松町駅 北口 徒歩 10 分 地下鉄浅草線大門駅 A6 出口

地下鉄浅草線大門駅 A6 出口 徒歩 5 分

地下鉄三田線御成門駅 A2 出口 徒歩 5 分

※駐車場有